

いしかわ森林環境税

水源のかん養や山地災害の防止など、森林の多様な公益的機能が将来にわたって維持されるよう、社会全体で森林環境の保全を図り、森林を良好な姿で次の世代に引き継いでいくことを目的として、「いしかわ森林環境税」を平成19年4月1日から導入しました。皆様のご理解とご協力をお願いします。

「いしかわ森林環境税」は、県民税均等割に上乗せして徴収します。

【納める人】(県民税均等割と同じ)

- **個人** 県内に住所等があり、かつ一定以上の所得のある方
※ 次の方々は、県民税均等割の非課税措置が適用されます。
 - ① 生活保護法の規定により生活扶助を受けている方
 - ② 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の方
 - ③ 前年中の合計所得金額が市町の条例で定める金額以下の方
- **法人** 県内に事務所等を有する法人

【納める額】(県民税均等割に下記の金額を上乗せ)

- **個人** 年額500円
- **法人** 均等割額の5%相当額

区 分	年税額
次に掲げる法人 (1) 公共法人及び公益法人等 (2) 人格のない社団等(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの) (3) 一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を除く) (4) 資本金の額(又は出資金の額)を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く) (5) 資本金等の額が1千万円以下の法人	1,000円
資本金等の額が1千万円を超え、1億円以下の法人	2,500円
資本金等の額が1億円を超え、10億円以下の法人	6,500円
資本金等の額が10億円を超え、50億円以下の法人	27,000円
資本金等の額が50億円を超える法人	40,000円

【納税方法】(県民税均等割と併せて納税)

- **個人** 給与所得者 雇用主が給与から特別徴収して市町へ納めます。
個人事業者等 市町から送付される納税通知書により金融機関等で納めます。
公的年金受給者 年金保険者が公的年金支給時に年金から特別徴収して納めます。
- **法人** 県に申告して納めます。

【実施期間】20年間

令和3年度に第三者からなる評価委員会において、税導入の効果などを検討した結果を踏まえ、令和4年度から5年間継続することとした県税条例の改正を行いました。

- **個人** 平成19年度分から令和8年度分まで
- **法人** 平成19年4月1日から令和9年3月31日までの間に終了する事業年度分

「いしかわ森林環境税」は、その全額を「いしかわ森林環境基金」へ積み立て、基金から必要な事業へ充当して、つかいみちが明らかになるよう管理を行い、公表します。



私たちの暮らしを支える森林のはたらき

県土の約7割を占める森林は、再生産可能な資源である木材を供給して循環型社会づくりに寄与するだけでなく、土砂災害や洪水を防止し、良質な水を育み、二酸化炭素を吸収して地球温暖化の防止に貢献するなど、さまざまな機能をもっています。このようなはたらきを森林の公益的機能といい、森林は私たちの暮らしには欠かすことができない存在です。



※石川県の森林がもつ公益的機能をお金に換算すると、年間1兆1,350億円にもなり、県民一人あたりが森林から受ける恩恵は、年間約100万円になると試算されます。



「いしかわ森林環境税」を活用した取組について

第4期対策
(R4～R8)

◎ 野生獣の出没を抑制するための里山林における緩衝帯の整備

近年、クマやイノシシなどの野生獣の人里への出没が増加し、安全・安心な生活環境への大きな脅威となっています。

このため、集落周辺の里山林において、野生獣の隠れ場所になるヤブの刈払いなどを行い、見通しを良くすることで、集落と野生獣の生息域との境界を形成する取組み（緩衝帯の整備）を進めます。

現状



集落周辺のヤブ化した里山林が野生獣の通り道や隠れ場所となり、人間の生活領域に出没しやすい状況（人と野生獣の出会い頭の事故が起きやすい）

実施後



集落周辺の里山林で、集落沿いに間伐やヤブの刈払いをすることで見通しを良くし、野生獣の生息域との境界を形成する



整備後

◎ 豪雨による山地災害を防止するための放置竹林の除去

県内の竹林は、タケノコや竹材加工品の資材などの生産のため利用されてきました。しかし、安い輸入タケノコや竹材の代替品の増加などにより、管理されなくなった竹林（放置竹林）が増加し、周辺の森林へ拡大することで、森林のもつ公益的機能が低下し、豪雨による山地災害の発生などにつながるおそれがあります。

このため、集落周辺などの放置竹林を除去し、健全な広葉樹林へ転換する取組みを進めます。

● 放置竹林が過密化し、周辺の森林に拡大



● 放置竹林を除去



人家裏の放置竹林



「下草や広葉樹の育成を促す」



除去前

除去後

◎ 森林の適切な手入れを進めるための県産材の利用促進対策

県内の人工林（スギなど人の手で植えられた森林）の多くは木材として利用可能な時期を迎えています。

木材は「伐る、使う、植える、育てる」のサイクルで再生産が可能な環境に優しい資源であり、県産材を利用することは、森林の適切な手入れを進め、森林を健全な状態に維持することにつながります。

このため、県産材を使用した住宅や民間施設への支援や、県産材利用の普及啓発などの取組みを進めます。




県産材の利用を促進する取組

いしかわの森で作る住宅推進事業

県産材を使った住宅等を新築、増改築、購入する方への助成

申請条件

- 県産材住宅ビルダー（県に登録した事業者）が建築した建物
- 新築の場合、延べ床面積70㎡以上
- 木塀、ウッドデッキは施工面積に助成単価を乗じた金額が5万円以上であること




いしかわの木づくり表彰

県産材利用の模範となるような建築物や県産材使用製品などの表彰制度



石川県産材
ロゴマーク

県産材を使用した製品や建物などに表示し、県産材の利用をPRしています。

いしかわの木を活かす民間施設普及拡大事業

県産材を使用する民間施設について建築費の一部を助成

施設対象となる

- 民間事業者が整備する店舗や事業所、ホテル等の非住宅施設

【助成施設の要件】

木造：延べ床面積150㎡以上、県産材使用率50%以上
木質内外装：県産材施工面積30㎡以上

【補助率】

県産材に係る材料費、工事費の1/2
(CLT®等の木質新材材の材料費は3/4)

【補助上限額】

木造：延床面積150㎡以上～300㎡未満 200万円
300㎡以上～400㎡未満 300万円
400㎡以上～500㎡未満 400万円
500㎡以上 500万円

木質内外装：200万円

(木質新材材を使用する場合は補助上限1.5倍)

【助成対象施設のイメージ】



ホテル(木造)



店舗(木質内外装)

※CLT= Cross Laminated Timber

小さな板を繊維方向が直交するように接着した厚みのある木製パネル。

壁や床に使用され、鉄筋コンクリートに比べて工期を短縮できるなどの利点があります。



◎ 森林や木材利用に対する理解の増進と県民参加による森づくりの推進

森林や木材利用に対する県民の皆さまの理解の増進と、県民参加の森づくりの推進を図るため、子ども達を対象とした森林環境教育やボランティア団体等が行う森づくり活動への支援、木育に関する出前講座の開催などに取組みます。



子ども達を対象とした森林環境教育



企業やボランティア団体による森づくり活動



木の良さを伝える木育出前講座